

電波利用料が減免されている公共用無線局に対する臨時の電波の利用状況調査に関する告示案に対する  
意見募集の結果及び提出された意見に対する総務省の考え方  
(平成31年4月23日(火)～令和元年5月27日(月)意見募集)

|   | 提出された意見   | 総務省の考え方   | 修正の有無 |
|---|---|---|-------|
| 1 | <p>本件は、安全保障に関する無線局を対象とするものであることから、機密等を理由に十分な調査ができないおそれがあると思います。</p> <p>したがって、法に基づく調査権限を振りかざしていただらずに対象機関の反感を買うようなことを避け、電波の逼迫状況を丁寧に説明するなどして対象機関の任意の理解と協力を得ていくよう進めていくべきだと思います。</p> | <p>本調査は、公共用無線局のうち、特に現在電波利用料が減免されている無線局について、周波数の有効利用を促進するための方策を検討するために実施するものです。本調査に当たっては、その目的を踏まえ、調査対象者に十分に説明してまいりたいと考えます。</p> | 無     |